

第 5 号議案

亀岡市認可地縁団体印鑑条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市認可地縁団体印鑑条例（平成 4 年亀岡市条例第 3 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市認可地縁団体印鑑条例（平成 4 年亀岡市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

第 4 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市認可地縁団体印鑑条例の一部
を改正する条例案要綱

- 1 地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。